

📖 国家外貨管理局による「貨物貿易輸出収入の域外
留保管理に関する問題についての通知」について

2011年1月6日
第21号

企画部 調査課

2010年12月31日付けで、国家外貨管理局による「貨物貿易輸出収入の域外留保管理に関する問題についての通知」¹(匯発(2010)67号)(以下は「通知」と略す)が公布され、2011年1月1日より施行される。「通知」は、去年10月より一部のパイロット地域から試行が始まった貨物貿易輸出収入の域外留保政策が全国範囲に拡大されるものとなる。

国家外貨管理局は、2010年8月27日付けで「一部地区において輸出収入を域外に留保する政策の試行の展開に関する通知」²(以下は「試行通知」と略称)²を公布しており、10月1日より北京市、広東省(深圳を含む)、山東省(青島を含む)、江蘇省の4地区をパイロット地域とし、貨物貿易輸出収入の域外留保政策試行が行われてきた。「通知」は、「試行通知」が定めた管理枠組みを踏まえて、更に修正し、改善した。試行が始まってから僅か3ヶ月で全国に拡大されたことから、外貨流入加速化の中で、中国政府が貨物貿易輸出収入の域外留保を積極的に奨励する意図が伺える。

「通知」によると、外貨収入域外留保の申請条件については、域内企業に外貨収入があり、且つ直近2年間外貨管理法違反がない等条件を満たせば、所在地の外貨管理局に申請することができる。また、外貨収入の域外留保について規模管理を行い、域内企業が自ら域外留保の外貨収入規模を定めることが認められ、初回関連業務の申請時に、年度累計の域外留保外貨収入規模を明確にすることが求められている。域内企業は経営の必要に応じて域外留保期限を決めることができ、外貨収入の域外留保期限について特に制限を付けていない。一方で、域外口座数については、域外に開設可能な口座は原則として5口座以下に制限されている。

¹「通知」は「貨物貿易輸出収入を域外に留保することに関する管理暫定弁法」(以下は「暫定弁法」と略称)と「貨物貿易輸出収入を域外に留保することに関する管理暫定弁法操作規程」との2つの添付ファイルを含む。

² 詳細については、当行2010年9月2日付けのBTMU(CHINA)実務・制度ニュース・レター第10号「国家外貨管理局による「一部地区において輸出収入を域外に留保する政策の試行の展開に関する通知」について」をご参照。

「通知」の主要内容は以下のとおりである。

◆域内企業の申請条件

「通知」は、企業が貨物貿易輸出収入を域外で留保するために、下表条件を備えなければならないと規定している。（「試行通知」で規定された「財務状況が良好」および「信用記録良好」などの条件は削除された。）

- ✚ 輸出収入があり、域外で「通知」の規定に合致する支払い需要がある。
- ✚ 直近二年間で外貨管理規定に違反した行為がない。
- ✚ 輸出収入の域外留保に対する健全な内部管理制度が存在する。
- ✚ 国家外貨管理局とその分支機関が規定する他の条件。

◆外管局への登記管理

(1) 「口座収支情報報告協議」の締結

域内企業は輸出収入の域外留保用の域外口座を開設する前に、域外口座開設銀行を選定し、「口座収支情報報告協定」（以下「協定」で略）を締結することが要求された。（協定サンプルは添付ファイル 1 をご参照）。

(2) 申請材料

域内企業は、輸出収入の域外留保用の域外口座を開設する前に、以下の資料を持参し、所在地の外管局へ管理登録申請を行わなければならない。

- ✚ 法人代表者又は授権者の署名に、企業の公章が捺印された書面申請書。初回登記する場合、書面申請において域内企業が実際の需要に応じて確定した年度累計の域外に留保する輸出収入の規模を明記する必要。
- ✚ 「輸出収入の域外留保登記表」（サンプル 2）
- ✚ 域内企業と域外口座開設銀行と締結した「協定」（サンプル 1）
- ✚ 域内企業は輸出収入の域外留保を行うために確立した内部管理体制。（初回申請の場合）
- ✚ グループ企業が集中管理を行う場合、輸出収入の域外留保に参加するメンバー会社の状況説明、債権債務状況および関わる会計記録管理方法又は規則を提出する必要。メンバー企業と幹事企業の所在地外管局が異なる場合、メンバー企業の所在地外管局が発行した「輸出収入の域外留保資格登記表」（サンプル 3）を提出する必要。
- ✚ 国家外管局が要求するその他の資料。

◆グループ企業の決済集中管理

「通知」では、域内のグループ企業は、メンバー企業のうち 1 社を主管企業に指定し、輸出収入の域外留保に対し集中管理が認められるようになった。グループ企業の域外留保用の域外口座の開設は、幹事企業により所在地の外管局へ申請するが、主管企業とメンバー企業の所在地外管局が異なる場合、メンバー企業も事前に所在地外管局へ資格の登記を行い、所在地の外管局から「輸出収入の域外留保資格登記表」を取得することが要求される。

◆域外口座管理

「通知」では、口座数に関して、一つの域内企業が域外銀行に開設可能な口座は 5 口座を超えてはいけないと口座数を制限している。5 口座以上の口座開設が必要な場合、所在地の外管局の審査認可を要する。また、口座に振込可能な金額に関して、原則として域内企業の年間留保金額が登記済みの輸出収入金額を越えることは不可と規定している³。更に、域外口座の収支状況に関して、域内企業は外管局に少なくとも月 1 回の口座収支状況報告、域外口座の出入金明細の報告が要求された。上記の域内企業が外管局に報告した口座収支情報を外貨支払/受取の照合審査手続きに使用することができる。(域外口座の収支範囲については下表をご参照)

【域外口座の収支範囲】

収入範囲	支出範囲
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸出収入； ✓ 当該口座の利息； ✓ 外管局に承認されたその他の収入； 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 貨物貿易項目下の支出； ✓ 域外の請負工事、コミッション、運送保険費項目下の費用支出； ✓ 域外口座に関わる域外銀行への費用支出； ✓ 外管局に批准され、又は登記された資本項目の支出； ✓ 域内への回収； ✓ 国家外管局が規定したその他の支出。

◆オフサイトモニタリングとオンサイト検査

外管局は、貨物貿易輸出収入の域外留保口座に対し、事後管理の方針を示しており、域内企業に対して域外留保口座の収支関連取引契約、エビデンスなど資料を5年間保存することを要求した。外管局は、域内企業の輸出収入の域外で留保する業務に対し、オフサイトモニタリングを行い、異常な状況に対しオンサイト検査を行うと規定している。

³域外の域外留保金額規模を上げる必要がある場合、所在地の外管局に変更登記を行う必要がある。

◆規定違反行為に対する処罰

外管局は、以下の行為に対し、「中華人民共和国外貨管理条例」に基づき処分する。特に、域内企業が以下（一）～（四）項の行為が発生した場合、外管局が一定期間内に域外口座を閉鎖し、残高を域内へ回金することを命じることができる。

- ✚ 外管局の登記を経ずに、無断に域外口座を開設し資金を留保する場合；
- ✚ 偽造の資料を提供し域外口座の開設を申請する場合；
- ✚ 本弁法の規定を超えた口座収支範囲又は本弁法のその他の規定通りに域外口座を使用しない場合；
- ✚ 規定通りに域外口座に関する状況と資料を報告しない場合；
- ✚ 規定通りに域内に送金せず、又は域外口座を閉鎖しない場合；
- ✚ 本弁法の規定に違反するその他の行為。

2011 年 1 月 1 日より「通知」の全国範囲での実施に伴い、従来禁止されていた域内企業の輸出外貨収入の域外留保が認められるようになり、中国外貨管理制度における大きな規制緩和の措置となる。これにより、中国政府は外貨流入加速と人民元切り上げ予測への抑制効果を期待している。一方、域内企業にとっては、自社の経営ニーズに応じて、輸出外貨収入の取り扱いを決められるので、今後、当該規制緩和政策を旨く利用することにより域内企業の資金管理の効率を更に高めることが可能となる。

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p>国家外汇管理局关于实施货物贸易出口收入存放境外管理有关问题的通知 发布时间:2010-12-31 文号:汇发[2010]67号 来源: 国家外汇管理局</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资外汇指定银行总行：</p> <p>为提高境内企业资金使用效率，进一步促进贸易投资便利化，根据《中华人民共和国外汇管理条例》的有关规定，在试点基础上，国家外汇管理局决定自 2011 年 1 月 1 日起在全国范围内实施《货物贸易出口收入存放境外管理暂行办法》（以下简称《暂行办法》，见附件 1）。现将《暂行办法》与操作规程（见附件 2）下发给你们，并就有关问题通知如下：</p> <p>一、各分局、外汇管理部应当遵照《暂行办法》，认真开展出口收入存放境外全国推广工作，及时对辖内分支机构及申请开展出口收入存放境外业务的企业进行培训，加强政策宣传，密切跟踪、认真研究解决政策在全国推广过程中发现的问题。</p> <p>二、试点地区已经外汇局核准的出口收入存放境外试点企业可根据《暂行办法》规定，对境外账户收支信息报告方式等进行调整。</p> <p>三、各分局、外汇管理部应当于每月前 5 个工作日内将上月辖内出口收入存放境外相关情况报国家外汇管理局经常项目管理司。</p> <p>各分局、外汇管理部收到本通知后，请尽快转发所辖中心支局、支局、外资银行、地方性商业银行和相关单位。各中资外汇指定银行收到本通知后，应及时转发至所属分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。</p> <p>联系电话：010-68402450 特此通知。</p>	<p>貨物貿易輸出収入の域外留保管理に関する問題についての通知 公布日：2010 年 12 月 31 日 文号：匯發[2010]67 号 公布機關：国家外貨管理局</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、アモイ、寧波市分局、各中資外貨指定銀行本店：</p> <p>域内企業の資金使用効率を高め、貿易投資の便利化を一層促進するために、「中華人民共和国外貨管理条例」の関連規定に基づき、試行を踏まえて、国家外貨管理局は 2011 年 1 月 1 日より、全国範囲で「貨物貿易輸出収入の域外留保管理暫定弁法（以下「暫定弁法」と略称、添付ファイル 1 ご参照）」を実施する。「暫定弁法」と操作规程（添付ファイル 2 ご参照）を送付し、関連問題について以下の通り通知する：</p> <p>一、各分局、外貨管理部は「暫定弁法」に基づき、輸出収入域外留保の全国的な推進を展開し、所轄内分支機構及び輸出収入の域外留保業務の展開を申請した企業に対する研修の実施、政策宣伝の強化、密接な追跡、政策の全国推進中に発見した問題を真剣に研究し、解決する。</p> <p>二、パイロット地区において既に外管局に審査認可された輸出収入の域外留保パイロット企業は「暫定弁法」の規定に基づき、域外口座の収支情報の報告方式等を調整することができる。</p> <p>三、各分局、外貨管理部は月初から 5 営業日以内に前月の轄内輸出収入の域外留保関連状況を国家外貨管理局經常項目管理司に報告しなければならない。</p> <p>各分局、外貨管理部は通知の受領後、迅速に所轄中心支局、支局、外資銀行、地方商業銀行と関連単位に転送しなければならない。各中資外貨指定銀行は本通知の受領後、直ちに所属の分支機構に転送しなければならない。執行中に問題が生じた場合は、国家外貨管理局にフィードバックする。 連絡電話番号：010-68402450</p>

<p>附件：1. 货物贸易出口收入存放境外管理暂行办法 2. 货物贸易出口收入存放境外管理暂行办法操作规程</p> <p>附件 1</p> <p>货物贸易出口收入存放境外管理暂行办法</p> <p>第一条 为提高境内企业的资金使用效率，进一步促进贸易便利化，根据《中华人民共和国外汇管理条例》及其它相关外汇管理规定，制定本办法。</p> <p>第二条 境内企业可依据本办法将具有真实、合法交易背景的货物贸易出口收入（以下简称出口收入）存放境外（含港澳台地区，下同）。</p> <p>第三条 境内企业将出口收入存放境外应当具备下列条件： （一）具有出口收入来源，且在境外有符合本办法规定的支付需求； （二）近两年内无违反外汇管理规定行为； （三）有完善的出口收入存放境外内控制度； （四）国家外汇管理局及其分局、外汇管理部规定的其它条件。</p> <p>第四条 符合规定条件的境内企业集团可由集团总部或指定一家参与的境内成员公司作为主办企业，由其负责按照本办法规定，对所有参与的境内成员公司存放境外的出口收入实行集中收付。</p> <p>第五条 境内企业开立用于存放出口收入的境外账户（以下简称境外账户）前，应当选定境外开户行，与其签订《账户收支信息报送协议》（以下简称《协议》，见附 1），并到所在地国家外汇管理局分支局（以下简称外汇局）办理开户登记。</p> <p>第六条 境内企业集团实行集中收付的，应由</p>	<p>添付ファイル 1: 貨物貿易輸出収入を域外に留保することに関する管理暫定弁法 2: 貨物貿易輸出収入を域外に留保することに関する管理暫定弁法操作規程</p> <p>添付ファイル 1</p> <p>貨物貿易輸出収入を域外に留保することに関する管理暫定弁法</p> <p>第一条 域内企業の資金使用効率を高め、貿易の利便化を更に促進するために、「中華人民共和国国外貨管理条例」及び他の関連外貨管理規定に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 域内企業は本弁法に基づき、真実且つ合法的な取引背景を持つ貨物貿易輸出収入（以下「輸出収入」と略称）を域外（香港、澳門、台湾地域を含む、以下同様）に留保することができる。</p> <p>第三条 域内企業は輸出収入を域外に留保する場合、以下の条件を備えなければならない。 （一）輸出収入があり、且つ、域外で本弁法の規定に合致する支払い需要がある。 （二）直近 2 年間で外貨管理規定に違反した行為がない。 （三）輸出収入の域外留保に対する健全な内部管理制度が存在する。 （四）国家外貨管理局及びその分局、外貨管理部が規定するその他の条件。</p> <p>第四条 規定された条件を備える域内企業グループは、本社又は指定された域内子会社 1 社を主管企業に指定し、当該主管企業は本弁法の規定に基づき、すべての域内参加メンバー企業の域外に留保する輸出収入に対して集中支払・受取を行うことができる。</p> <p>第五条 域内企業は輸出収入を留保するための域外口座（以下「域外口座」と略称）を開設する前に、域外口座開設銀行を選定し、当該銀行と「口座収支情報報告協定」（以下「協定」と略称、添付ファイル 1 ご参照）を締結し、且つ所在地の外貨管理局分局・支局（以下「外管局」と略称）に口座開設登記手続きをしなければならない。</p> <p>第六条 域内企業グループが集中支払・受取を</p>
---	--

主办企业到其所在地外汇局办理开户登记。主办企业与成员公司属不同外汇局管辖的，成员公司应事先到其所在地外汇局进行资格登记。

第七条 境内企业应当持下列材料到所在地外汇局办理开户登记：

(一) 法人代表或其授权人签署并加盖企业公章的书面申请；首次登记时，书面申请中应当说明境内企业根据实际需要确定的年度累计出口收入存放境外规模；

(二) 《出口收入存放境外登记表》(见附件 2)；

(三) 境内企业与境外开户行签订的《协议》；

(四) 境内企业为实施出口收入存放境外运作而制定的内控制度(首次登记时提交)；

(五) 实行集中收付的，首次登记时还需提交参与成员公司情况说明、参与成员公司债权债务及相应会计记账管理办法或规章；成员公司与主办企业属不同外汇局管辖的，还需提供成员公司所在地外汇局出具的《出口收入存放境外资格登记表》(见附件 3)；

(六) 国家外汇管理局及其分支局要求的其他材料。

第八条 境内企业开立境外账户后，应在规定期限内将账号和账户币种报所在地外汇局备案；境外账户信息发生变更的，应在规定期限内将变更信息报所在地外汇局备案。

第九条 同一境内企业开立的境外账户不得超过 5 个，特殊情况下需增加境外账户数量的，应当经所在地外汇局核准。

第十条 境内企业年度累计存放境外资金不得超出已登记的出口收入存放境外规模。需提高存放境外规模的，境内企业应向所在地外汇局进行变更登记。

实施する場合、主管企業が所在地の外管局に口座開設を登記しなければならない。主管企業と他のメンバー企業が異なる外管局的管轄に属する場合、メンバー企業は事前に所在地の外管局に資格を登記しなければならない。

第七条 域内企業は下記の書類を持参し所在地の外管局に口座開設登記手続きをしなければならない。

(一) 法人代表或いはその授権者がサインし、且つ企業の公印を捺印した書面申請。初回登録する場合、書面申請において域内企業が実際の需要に応じて確定した年度累計の輸出収入域外留保の規模を明記しなければならない。

(二) 「輸出収入域外留保登记表」(添付ファイル 2)。

(三) 域内企業は域外口座開設銀行と締結した「協議」。

(四) 域内企業は輸出収入の域外留保に対する内部管理制度(初回登録時に要提出)。

(五) 集中支払・受取をする場合、初回登録の際に他の参加メンバー企業の会社状況説明、参加メンバー企業の債権債務及び相応する会計記帳の管理規定或いは規則も提出しなければならない。メンバー企業と主管企業が異なる外管局に属する場合、メンバー企業の所在地外管局が発行した「輸出収入域外留保資格登记表」(添付ファイル 3) も提出しなければならない。

(六) 国家外貨管理局とその分支局が要求するその他の材料。

第八条 域内企業が域外口座の開設後、規定された期限内に口座番号および口座の通貨種別を所在地の外管局に報告し、届出しなければならない。域外口座の情報が変更される場合、規定の期限内に変更情報を所在地の外管局に報告し、届出しなければならない。

第九条 同一の域内企業が開設する域外口座は 5 口座を越えてはならず、特別な状況に基づき、5 口座を超えて開設する必要がある場合、所在地の外管局的審査認可を受けなければならない。

第十条 域内企業の年度累計の域外留保金額は、既に登録された輸出収入の域外留保金額を超えてはいけない。域内企業は、域外の域外留保金額規模を引上げる必要がある場合、所在地の外管局に変更登記を行わなければならない。

<p>第十一条 境外账户的收入范围包括： （一） 出口收入； （二） 账户资金孳息； （三） 外汇局批准的其他收入。 支出范围包括： （一） 货物贸易项下支出； （二） 境外承包工程、佣金、运保费项下费用支出； （三） 与境外账户相关的境外银行费用支出； （四） 经外汇局核准或登记的资本项目支出； （五） 调回境内； （六） 符合国家外汇管理局规定的其他支出。</p> <p>第十二条 境外账户的收支应当具有真实、合法的交易基础，符合中国及开户行所在国家或地区相关法律规定。</p> <p>第十三条 境内企业应当按照规定格式（见附 4），向所在地外汇局如实报告出口收入存放境外收支情况，每个月至少报告一次。 存放境外资金运用出现重大损失的，境内企业应当及时报告所在地外汇局。</p> <p>第十四条 境内企业应当要求境外开户行按照《协议》约定，按月向所在地外汇局指定的地址邮寄境外账户对账单。</p> <p>第十五条 境内企业报告的出口收入存放境外收支信息可用于办理核销或核查手续。外汇局根据境内企业报告的相关信息和境外开户行对账单，对境外账户收支的真实性进行合理审查。</p> <p>第十六条 境内企业可以根据自身经营需要确定出口收入存放境外期限，或将存放境外资金调回境内。</p>	<p>第十一条 域外口座の収入範囲： （一） 輸出収入； （二） 口座資金の利息； （三） 外管局による審査認可されたその他の収入； 支出範囲： （一） 貨物貿易項目下の支出； （二） 域外での請負工事、コミッション、運送保険費項目下の費用支出； （三） 域外口座に関わる域外銀行への費用支出； （四） 外管局に審査認可され、又は登記した資本項目の支出； （五） 域内への回金； （六） 国家外管局が規定したその他の支出。</p> <p>第十二条 域外口座の収支は真正、合法的な貿易取引をベースにし、中国及び口座開設銀行の所在地国又は地区の関連法律を遵守しなければならない。</p> <p>第十三条 域内企業は、規定された書式（添付ファイル4）に基づき、域外で留保した輸出収入の収支状況について、最低月に1回の頻度で所在地の外管局に報告しなければならない。 域外で留保する資金の運用に重大な損失が発生した場合、当該域内企業は直ちに所在地の外管局に報告しなければならない。</p> <p>第十四条 域内企業は「協定」の約定に基づき、域外口座開設銀行に毎月所在地の外管局が指定した住所に域外口座出入金証明を郵送することを要求しなければならない。</p> <p>第十五条 域内企業が報告した域外に留保した輸出収入の収支情報は、照合審査又は検査手続きに使用することができる。外管局は、域内企業が報告した関連情報および当該企業の域外口座銀行が発行した口座出入金証明に基づき、当該企業の域外口座の収支に対し、合理的に真実性の審査を行う。</p> <p>第十六条 域内企業は経営上の需要に応じて輸出収入の域外留保期限を設定し、又は域外に留保した資金を域内へ回金することができ</p>
---	--

境内企业关闭境外账户后，应当在规定的期限内持境外开户行的销户通知书向所在地外汇局备案。

第十七条 境内企业存在本办法第二十条第（一）、（二）、（三）、（四）项规定行为的，外汇局可责令其限期关闭境外账户，并调回账户资金余额。

第十八条 境内企业集团对存放境外出口收入实行集中收付的，应当做好参与成员公司债权债务的管理及相应的会计记账工作，清晰区分各参与成员公司的债权债务状况及金额。

存放境外出口收入调回境内的，应按照成员公司各自存款情况相应划入成员公司的境内经常项目外汇账户。

第十九条 境内企业应当保留与境外账户收支相关的交易合同、凭证等文件资料五年备查。外汇局对境内企业出口收入存放境外业务进行现场监测，可对异常情况实施现场核查。

第二十条 境内企业存在下列行为的，外汇局按《中华人民共和国外汇管理条例》相关规定予以处罚：

- （一） 未经外汇局登记，擅自在境外开户存放资金的；
- （二） 提供虚假材料开立境外账户的；
- （三） 超出本办法规定的账户收支范围或违反本办法其他规定使用境外账户的；
- （四） 未按规定报送境外账户相关情况和数据的；
- （五） 未按规定调回或关闭境外账户的；
- （六） 违反本办法规定的其他行为。

第二十一条 国家外汇管理局可根据国际收支形势和外汇管理需要对出口收入存放境外的资格条件、存放规模、期限或调回要求等进行调

る。域内企業は域外の口座を閉鎖した後、規定の期限内に当該域外口座銀行の口座閉鎖通知書を持参し、所在地の外管局に届出する。

第十七条 域内企業に本弁法第二十条（一）、（二）、（三）（四）項の行為が発生した場合、外管局は一定期間内に域外口座を閉鎖し、且つ残高を域内へ回金することを要求できる。

第十八条 域内グループ企業が輸出収入に対して、支払・受取集中管理を行う場合、参加メンバー企業の債権債務及び相応する会計記帳等の管理を行い、各参加メンバー企業の債権債務の状況と金額を明確に区分しなければならない。

域外留保された輸出収入を域内へ回金する場合、各メンバー企業の残高状況に基づき、それぞれの域内經常項目外貨口座に入金しなければならない。

第十九条 域内企業は域外口座の収支関連取引契約、エビデンスなど資料を5年間保存し、検査に備えなければならない。外管局は域内企業の輸出収入の域外留保業務に対し、オフサイトモニタリングを行い、異常な状況に対してはオンサイト検査を行うことができる。

第二十条 域内企業に下記の行為が存在する場合、外管局は「中華人民共和国外貨管理条例」の関連規定に基づき処罰する。

- （一） 外管局の登記を経ずに、無断で域外口座を開設し資金を留保した場合；
- （二） 偽造の資料を提供し域外口座の開設を申請した場合；
- （三） 本弁法の規定を超えた口座収支範囲又は本弁法のその他の規定通りに域外口座を使用しない場合；
- （四） 規定通りに域外口座に関する状況と資料を報告しない場合；
- （五） 規定通りに域内へ回金せず、又は域外口座を閉鎖しない場合；
- （六） 本弁法の規定に違反するその他の行為。

第二十一条 国家外貨管理局は国際收支状況及び外貨管理需要に応じて輸出収入を域外に留保する资格条件、留保規模、期限、又は域

<p>整。</p> <p>第二十二条 依法取得离岸银行业务经营资格的境内银行离岸业务部视同境外银行，适用本办法。</p> <p>前款所称离岸银行业务部按照本办法规定吸收的境内企业出口收入，纳入外债统计；相应离岸账户与境内其他账户资金往来，按照跨境交易管理，并按照规定办理国际收支统计申报。</p> <p>第二十三条 具有对外贸易经营权的个人与保税监管区域内企业不适用本办法。</p> <p>第二十四条 本办法由国家外汇管理局负责解释。</p> <p>第二十五条 本办法自 2011 年 1 月 1 日起施行。以前有关规定与本办法相抵触的，按本办法执行。</p> <p>附 1：《账户收支信息报送协议》 附 2：《出口收入存放境外登记表》 附 3：《出口收入存放境外资格登记表》 附 4：《出口收入存放境外收支情况报告表》</p>	<p>内への送金などに対して調整することができる。</p> <p>第二十二条 法律に基づきオフショア銀行業務經營資格を取得した域内銀行のオフショア業務部は域外銀行と見なされ、本弁法が適用される。</p> <p>前項でいうオフショア業務部が、本弁法に基づいて、受け入れる域内企業の輸出収入は、外債統計に組み入れる。相応するオフショア口座とその他の域内口座の資金振込については、クロスボーダー取引として管理を行い、規定に基づき国際収支統計申告手続をする。</p> <p>第二十三条 本弁法は、対外貿易經營権を有する個人と保税監督管理地域内企業には適用しない。</p> <p>第二十四条 本弁法は国家外貨管理局が解釈の責任を負う</p> <p>第二十五条 本弁法は 2011 年 1 月 1 日より実施する。従来に関連規定が本弁法に抵触する場合、本弁法に基づき、執行する。</p> <p>添付ファイル 1：《口座収支情報報告協議》 添付ファイル 2：《輸出収入域外留保登记表》 添付ファイル 3：《輸出収入域外留保資格登记表》 添付ファイル 4：《輸出収入域外留保状況報告表》</p>
--	---

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UF J 銀行（中国）有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 20 階 照会先：張亜秋 TEL 021-6888-1666 ext. 4250